

会 務 月 報

第323号

発行 社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■第108回 建築士事務所協会全国会長会議概要

1.日 時 平成21年12月1日(火) 14:10～16:40

2.会 場 八重洲富士屋ビル「桜の間」

3.会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

(内、表決委任状提出:北海道会・表決委任を受けた者の氏名

西村 武)

4.出席者

国土交通省

大臣官房審議官 佐々木 基

住宅局建築指導課長 金井 昭典

日 事 連

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 山本 茂男 山崎 善利 本澤 宗夫

鈴木 誠一 外木場久雄 八島 英孝

専務理事 高津 充良

常務理事 北野 芳男

常任理事 木村 旭 佐野 吉彦 野呂 敏秋

原田 照行 髭右近外嘉 山田 美光

理 事 上野 浩也 上原 伸一 水谷 達郎

宮原 克平 横須賀満夫

監 事 大内 達史 岡田 利一 速水 可次

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋

岩 手 高橋 敏 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 鈴木 誠一 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 本澤 宗夫 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄

東 京 三栖 邦博 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 新井 典夫

山 梨 進藤 哲雄 富 山 近江 吉郎

石 川 桜井 紘一 福 井 神崎 貢

静 岡 山崎 善利 愛 知 岡田 利一

三 重 田端 隆 滋 賀 藤村 亮一

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 外木場久雄 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 岩橋 重文 鳥 取 足立 收平

島 根 矢野 敏明 岡 山 貴田 茂

広 島 直井 稔征 山 口 香月 直樹

徳 島 速水 可次 香 川 富岡 学

愛 媛 中岡 数夫 高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝 佐 賀 原田 照行

長 崎 池田 賢一 熊 本 古川 裕久

大 分 松井 健治 宮 崎 甲斐 孝明

鹿児島 大原 達也 沖 縄 新城 安雄

事務局

事務局長 恩田 利昭 調査役 吉田 茂、

総務課長 前田 敏明

5.議長・副議長

議 長 山崎 善利(静岡会会長)

副議長 本澤 宗夫(栃木会会長)

6.議事録署名人

三栖 邦博(日事連会長)、鈴木 誠一(秋田会会長)

山崎 善利(議長)

7. 議 事

議事に先立ち三栖会長より主に以下の趣旨の挨拶があった。

- ・ 建築設計の業の適正化のためには建築士法とは別に、建築士事務所法あるいは設計監理業法の制定により、建築士事務所の法的な位置づけを明確にし、我々が専門家として、または専門的な業務にかかわる建築士事務所として責任が取れる環境の整備を進めることが、最終的には国民の利益につながると考えており、その実現が必要である。
- ・ 新政権は建築士法、建築基準法の抜本的な改正を行うと表明しているが、私達もこの機会を重要と受け止め、私どもの考えが少しでも実現できるよう、一丸となって取り組む必要がある。

次に国土交通省の佐々木基大臣官房審議官より主に以下の趣旨の挨拶があった。

- ・ 建築基準法改正、建築士法改正及び最近施行になった住宅瑕疵担保履行法等、立て続けに制度改正が行われ混乱が生じている。それに加えて住宅着工が非常に落ち込んでいる。景気を先導していく意味においても、建築、住宅産業の活性化が必要であり、どのような制度がいいのか逐次検討を進めていきたいと考えている。皆さんには建築住宅行政が円滑に進むよう協力を願いたい。

つづいて、国土交通省金井昭典建築指導課長より「住宅着工、建築確認(確認、申請)の動向」、「平成21年10月の建築着工統計」、「構造設計一級建築士/設備設計一級建築士制度の円滑施行に向けた取組み」及び「改正建築士法に関する事務所向けガイドメール」について、説明がなされ、特に、公共発注の設計業務を受注された際にも重要事項説明が必要であるので留意されたい旨の依頼があった。

(1) 協議事項1. 平成22・23年度役員候補者の推薦手順と選任方法について

山田総務・財務委員長より、資料1に基づき次の趣旨の説明があった。

- ・ 平成22・23年度の役員候補者の推薦手順については、平成20・21年度の役員候補者の推薦手順と選任方法(平成19年

11月27日開催の建築士事務所協会全国会長会議申し合わせ事項)と同じ考え方をとり、日程等のみを改め実施したい。

- ・ 理事候補者については、総数34名中、同一業界内候補者17名とし、それを平成21年9月末日の各ブロック構成員数を基にドント方式によりブロックに配分するものとする。

議長より「平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法」について諮ったところ、異議はなく、資料1の通り「平成22・23年度の役員候補者の推薦手順と選任方法の協議」を全国会長会議の申し合わせ事項として了承し、資料1の推薦日程等の加図に基づき推薦手続きを行うこととした。

(2) 報告事項

平成21年度上半期事業報告及び収支報告について

- 1) 高津専務理事、山田総務・財務委員長、佐野教育・情報委員長、上野業務・技術副委員長、野呂広報・渉外委員長、髭右近指導運営委員長及び横須賀景観・まちづくり特別委員長よりそれぞれ、資料2-1に基づき、平成21年度上半期の事業報告について説明がなされた。

- 2) 北野常務理事より、資料2-2に基づき、平成21年度上半期収支報告について、一般会計・福利厚生特別会計・適合証明業務登録機関特別会計について説明がなされた。

平成21年度収支予算更正について

北野常務理事より、資料3に基づき、平成21年度収支予算更正の理由として、職員1名の退職や管理建築士講習受託費収入の入金時期のずれ、「建築の質の向上に関する検討」について補助金を受ける科目の設定等及びそれに伴う当該科目の予算更正額について説明がなされた。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しについて

山田総務・財務委員長より、資料4に基づき、適合証明技術者の登録数の減少により、適合証明業務登録機関特別会計の登録料収入が減少し、財政安定積立預金の残高が減少してきている。今後、現状の登録数7,185名で推移したとしても、従来どおりの方法で執行していった場合の収支を試算する

と、平成24年度には登録制度の存続が困難な状況である。登録料の値上げを行わず、本登録制度を概ね10年間を目途として維持する試算をしたところ、本会計における事務所費、人件費及び登録窓口事務費(単位会)の負担額を資料のとおり見直す必要がある旨の報告がなされた。

建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について
三栖会長及び八島業務・技術委員会担当副会長より、資料5に基づき、「10月30日に国土交通省のヒアリングを受けた。当日、国土交通省側では、本連合会の意見を聞くのみのタスクで行われた。本連合会は、このヒアリングにあたって、事前に全単位会に対し建築基準法に関するアンケート調査を実施し、短期間にもかかわらず38単位会から700項目を超える意見が寄せられた。これらの意見を参考に日事連としての意見案をまとめるため、業務・技術委員会のワーキングチームにおいて精力的に検討を行い、これを基に常任理事会で日事連の意見として資料5のとおり、『建築基準法等に関する意見について』及び『建築基準法等に関する意見』をまとめた。ヒアリングでは日事連の意見の提出及び説明とともに、単位会からの全ての意見も参考として提出した」旨の報告がなされた。

「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

佐野教育・情報委員長より、資料6に基づき、「単位会に対する『建築士定期講習』のアンケート調査結果をもとに、教育・情報委員会で(財)建築技術教育普及センター(普及センター)宛の要望書をまとめ、8月10日に普及センターに要望した。この要望に対し、普及センターより、1)インターネットの活用については、改善する方向で検討したい。2)省令上、講師が適切に回答するとしているため、基本的にはDVD使用は不可であるが、緊急時あるいは講師の講義準備の便を図るものとして、DVDを製作中である。3)建築士定期講習の受講への周知については、新・建築士制度普及協会から、全登録建築士事務所宛に周知のながきを出す予定であるとの回答を受けた」旨の報告がなされた。

建築基準法等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する

検討」の検討状況について

高津専務理事より、資料7に基づき、「社会資本整備審議会では、『安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方』について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、この審議会の議論と並行した補助金事業『建築の質の向上に関する検討』については、日事連も加わってほしいという国土交通省からの要請があり、6月に応募し採択された。執行体制としては、建築設計制度等対応特別委員会に『基本法部会』を設け、検討作業を進めている。8月には各応募団体による調査事業に加え、応募団体14団体によるワークショップが設けられ、並行して意見調整が行われている。今般、日事連としては、1)建築設計等の事業者を法的に位置付ける『建築士事務所法』の制定、2)専門分化の進展に適應する設計等の専門資格者制度の創設、3)民間専門家等と行政との役割分担の明確化、4)建築主及び建築に関わる事業者の責務と役割の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を別添資料のとおり作成した旨」の説明がなされた。

議長より質疑を求めたところ以下の発言があった。

- ・富山会より、「単位会の地元では、従来からの自民党とのつきあいがある。今般政権交代があったことを踏まえ、今後は、連合会から民主党にも要望を働きかけていくということを、単位会にきちんとしたかたちで指示していただければ活動しやすくなる」旨の発言があった。
- ・新潟会より、建築基準法等に関する国のヒアリングについて、日事連の意見が反映されるように是非フォローされるようお願いしたいとの発言があった。

■平成21年11月 通常理事会概要

1. 日 時 平成21年11月30日(月)13:30～15:50
2. 会 場 日事連会議室
3. 理事会構成者数及び出席者数
理事会構成者数 34名
出席者数 30名
(内、表決委任状提出者5名含む)

4.出席者及び欠席者の氏名

出席者

会 長 三栖邦博

副 会 長 山本茂男、本澤宗夫、鈴木誠一、外木場久雄、

八島英孝

専務理事 高津充良

常務理事 北野芳男

常任理事 木村 旭、佐野吉彦、野呂敏秋、原田照行、

髭右近外嘉、山田美光

理 事 上野浩也、上原伸一、大野和男、計良光一郎、

須賀川勝、野呂幸一、水谷達郎、水庭武宣、

宮原克平、村山高文、横須賀満夫

監 事 大内達史、岡田利一、速水可次

欠席者(表決委任状提出者)

副会長:山崎善利

理事:浅野善治、河野久、定行まり子、森野美徳

欠席者

理事:秋野卓生、馬場錬成、山中保教、割田正雄

事務局 恩田利昭事務局長、

戸谷泰子広報・渉外担当課長、

鈴木雅之業務課長、前田敏明総務課長、

吉田 茂調査役

5.議 事

(1)議長 三栖邦博会長

(2)議事録署名人の選任

議事録署名人に以下の理事が選任された。

三栖邦博会長、上野浩也理事、上原伸一理事

(3)議決事項

1)常任理事会専決事項の承認の件(平成21年11月17日、常任理事会決定)

常任理事会専決事項の内容について、事務局よりつぎの事項の説明がなされた。

第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程及び運営等の決定の件

事務局より、常任理事会で決定した第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について資料1によって次の趣旨の説明がなされた。

平成21年12月1日(火) 会場:八重洲富士屋ビル

10:00～12:00 「公益法人制度改革」への戦略的対応についての説明会

13:00～14:00 政経フォーラム(2F「桜の間」)

14:10～16:30 第108回建築士事務所協会全国会長会議(2F「桜の間」)

第35回全国大会実行特別委員会(東京開催)の設置及び委員構成の決定の件

事務局より、常任理事会で決定した平成22年に開催する第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の開催及び実行特別委員会の設置について資料2によって、次の趣旨の説明がなされた。

開催日は平成22年10月1日(金)を予定し、参加人数は大会式典及び記念パーティとも800名とし、参加費は前回同様に大会式典及び記念パーティ併せて1万2千円とする。会場は帝国ホテル(東京・日比谷)とし、予算は大会参加費960万円と大会運営費の日事連支出1,100万円を予定し、その合計2,060万円を予定している。また、実行特別委員会の委員は、平成20年に実施した第33回建築士事務所全国大会(東京開催)実行特別委員会のメンバーを中心に3名増員して構成することとしている。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しの決定の件

事務局より、常任理事会で決定した平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについて資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率の見直しについては、総務・財務委員会での検討を経て、8月28日に開催した常任理事会及び9月16日に開催した通常理事会において、平成22年度からの登録機関特別会計の経費負担率等の見直し方針が了承され、11月17日に開

催される常任理事会で方針を決定し、12月1日に開催される全国会長会議で報告することになった。また、11月17日開催の常任理事会の決定前に事前に各ブロック協議会で、今回の見直し内容を副会長及び常任理事が説明することになっているが、この期間にブロック協議会が開催されない場合があるので、各単位会へ事前に文書によりこの見直し方針の連絡をし、理解を得ることにした(10月15日に送付済)。決定した内容は、以下のとおりである。

・見直し条件

登録制度を維持、存続するため、平成22年度より概ね10年間の経費負担率等の見直しを行い、財政安定積立預金の安定化を図るために次のとおり見直す。

・見直し内容

1) 日事連の人件費、事務所費の現状での3会計の負担率は、一般会計で73%、福利厚生特別会計で5%及び登録機関特別会計で22%の按分負担をしている。そのうち登録機関特別会計の事務所費、人件費の負担率を現状の22%から15%に変更する。このことにより、一般会計の事務所費・人件費の案分率は現状の73%から80%とする。

2) 単位会事務局連絡会議開催時に実施している「登録窓口連絡会議」の経費(単位会事務局職員の旅費、会場費及び会食費等)は、現行は一般会計と折半しているが、その案分を実際の会議に占める時間割合に応じて見直し、現行の50%から20%に変更する。

3) 登録料10,500円(税込)に対する現行の登録窓口(単位会)の登録事務費5,500円・税込(登録料10,500円・税込の52.38%)を10%減して4,450円・税込、(登録料10,500円・税込の42.38%)とする。ただし、緩和措置として4,500円・税込とする。

4) 当面、前記 3) から 2) の見直しを行うが、今後の適合証明技術者の登録数を注視しつつ、必要に応じて再度検討する。

常置委員会委員変更の決定の件

指導運営委員会委員の変更(資料4)について、東海・北陸ブ

ロック協議会より依頼のあった同協議会推薦の委員を次の通り変更することを決定した。

指導運営委員会委員変更

[新] 西川英治(石川会) [旧] 桜井紘一(石川会)

議長より、以上の から までの常任理事会で決定した同議案について諮ったところ、異議なく、これを承認した。

2) 平成21年度上半期事業報告及び収支報告の承認の件

各常置委員会委員長、専務理事、常務理事より、資料5-1によって平成21年度上半期の事業報告、資料5-2によって一般会計、福利厚生特別会計、適合証明業務登録機関特別会計について次の趣旨の説明がなされた。

上半期の事業は、改正建築士法で規定された法定団体としてふさわしい体制づくりを重点に、さまざまな課題に単位会と連携して取り組み、建築士事務所の健全な発展と消費者の信頼獲得を図るため各種事業に取り組んでいる。

上半期の収支については、収支結果によって一部分の予算更正を伴う科目があるが、全体的には予定どおりの収支で推移している。なお、平成21年度上半期事業報告及び収支報告は、11月13日の監査会、11月16日の総務・財務委員会及び11月17日の常任理事会でも報告し、特段の指摘事項はなかった。

平成21年度上半期監査報告

速水監事より、平成21年11月13日に行った監事による監査報告が次のとおり行われた。

1) 事業報告書及び収支報告書の内容については、特段指摘すべきことはない。

2) 理事の職務遂行に関して、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事項についても、指摘すべきことはない。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料5-1及び資料5-2のとおり平成21年度上半期事業報告及び収支報告を承認した。

事業報告に関連して山田常任理事より次の発言がなされた。11月24日に開催された関東甲信越ブロック協議会で日事

連に対する要望が決定され、その内容として新業務報酬基準については、官公庁に対する要望は行われたが、今後は民間団体に対しても周知及び要望活動を行ってほしい旨の提案がなされた。これについて意見を求めたところ、特に異論はなく、今後は広報・渉外委員会で建築3会(共同歩調がとれた場合)で行うことも含め要望活動内容及び方法について検討することになった。要望活動を速やかに行うため広報・渉外委員会での検討結果についての要望内容等の文言等は会長一任とすることとした。

3) 平成21年度の収支予算更正の承認の件

常務理事より、平成21年度収支予算更正について資料6によって次の予算更正理由の説明と更正内容について次の趣旨の説明がなされた。

平成20年度収支決算(平成21年6月16日総会承認)において、一般会計及び特別会計の「前期繰越収支差額」が確定したことによる更正

職員1名の退職(10月)に伴う「退職給与積立預金取崩収入」及び「退職金支出」の更正

今年度予算で見込んでいた管理建築士講習の4-7月分の受託費の収入が、前年度3月末に入金がなされたこと、及び建築士定期講習の受講者の減少見込による減収等に伴う収入及び支出の更正

改訂版の「四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約書類」及び「民間連合協定工事請負契約約款契約書」の販売増による収入・支出の更正

国の建築基準整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」について、補助金を受けることに伴う科目の設定

昨年度の管理建築士講習受託費の増加に伴う消費税の確定による更正

以上の更正に伴い、調整が必要な科目についても所要の更正を行うこととしたい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、資料6のとおり平成21年度収支予算更正を承認した。

4) 八丁堀NFC[®] 賃貸借契約の更新の承認の件

山田総務・財務委員長より、資料7によって八丁堀NFC[®] 賃貸借契約の更新について次の趣旨の説明がなされた。

平成22年1月1日に2年契約の更新契約を迎えるが、貸し主から契約更新にあたっての条件が11月11日に提示された。契約条件の内容は、2年一般借家契約(現状より年額約211万円減)、3年定期借家契約(現状より年額約282万円減)、5年定期借家契約(現状より年額約423万円減)である。この内容を常任理事会で検討したところ、定期借家契約は、契約期間内に移転した場合、残期間の賃貸料を支払わなければならないが、当面事務所移転を行う要素がみあたらないこと及び昨年空調関係の設備機器等が更新(交換)されたことなどから、5年定期借家契約に契約内容を変更して固定経費の支出削減をすることがよいとの意見であり、契約更新にあたっては、5年定期借家契約に契約内容を変更したい。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、八丁堀NFC[®] 賃貸借契約の更新については、5年定期借家契約に契約内容を変更することを承認した。

5) 「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進委員の入会の承認の件

常務理事より、「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進委員について資料8によって次の趣旨の説明がなされた。

平成18年に「住生活基本法」が施行され、「国民の住生活の基盤である良質な住宅の供給」などの基本理念が示された。国民推進会議は、住生活基本法が施行された機会に、国民の意見を広く聴き、国民に広く訴え、国民が広く参加できる活動を展開するため、平成20年8月に設立された。同会議から本連合会へ推進委員として入会し、活動を支援してほしい旨の要請がなされた。その趣旨に賛同し入会したい。年会費は5万円(1口)である。

議長より、同議案の承認について諮ったところ、異議なく、「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推

進会員の入会を承認した。

(4)報告事項

1)建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について

三栖会長及び八島副会長より、建築基準法等に関する国のヒアリングの対応について資料9によって、次の趣旨の報告がなされた。

10月28日に緊急常任理事会を開催し、建築基準法等に関する国のヒアリング項目に対する意見のまとめを行った。その後、本連合会は、10月30日の午後2時30分から4時10分まで国土交通省においてこのヒアリングを受けた。このヒアリングでは、国土交通省側は、佐々木住宅局審議官、金井建築指導課長および担当官等合計7名が、本連合会からは正副会長7名、業務・技術委員会から委員長、副委員長、委員の3名および専務理事、常務理事の合計12名が出席した。

本連合会は、このヒアリングにあたって、事前に全単位会に対し建築基準法に関するアンケート調査を実施し、短期間にもかかわらず38単位会から700項目を超える意見が寄せられた。全国の意見を参考に日事連としての意見案をまとめるため、業務・技術委員会のワーキングチームにおいて精力的に検討を行い、これをもとに常任理事会で日事連の意見として資料12のとおり、「建築基準法等に関する意見について」および「建築基準法等に関する意見」をまとめた。

ヒアリングでは日事連の意見の提出及び説明とともに、単位会からの全ての意見も参考として提出した。国交省は、このヒアリングで日事連の意見を聴くにとどまった。なお、この報告は、12月1日の全国会長会議でも報告する。

2)「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

佐野教育・情報委員長より、(財)建築技術教育普及センターに要望した「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について資料10によって次の趣旨の報告がなされた。単位会に対する「建築士定期講習」のアンケート調査結果をもとに、教育・情報委員会では要望書をまとめ8月10日に(財)建築技術教育普及センターに要望した。

この要望に対する回答を10月7日付で受けた。その内容は、

講習の運営方法について：平成22年度の運営予定が示された。インターネットの活用については、センターは実施にあたってのサービスの質を確保できるかどうかを課題としているが、改善する方向で検討したい。講師関連について：センターは、省令上、講師が適切に応答するとしている前提に立って、基本的にはDVD使用は不可という見解であるが、緊急時あるいは講師の講義準備の便を図るものとして、DVDの製作が進行中である。またセンターは、講師選定について、要望があれば本部から地方への講師派遣をするとのこと。一方、教育・情報委員会では、確認検査機関のOBやセンター支所のセンター長が前向きに協力していただいている事例が報告されたので、単位会で講師選定が困難な場合は委員会または事務局まで連絡願いたい。その他：建築士定期講習の受講への周知については、新・建築士制度普及協会から、今後、周知の葉書を出す予定。なお、教育・情報委員会ならびにセンターは、現状の受講状況の推移であれば、最終年に集中することを懸念しており、引き続き対策を練ってゆく考えである。この回答は既に単位会へは送付済である。また、12月1日の全国会長会議でも報告する。

これに関連し上野理事より次の趣旨の意見があった。

講師育成講習を複数回行う等の方法で講師の不足は解消できるのではないかと。また、講師育成講習会に多くの会員が参加することにより会員の資質の向上にもつながるのではないかと。

3)建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況

専務理事より、資料11によって次の趣旨の報告がなされた。国の社会資本整備審議会では、「安全で質の高い建築物の整備を進めるための建築行政の基本的あり方」について、建築基本法の制定も視野に入れた審議がスタートしているが、これと並行して進められる標記補助事業については、本会でも設計・工事監理の業を担う観点から提案すべく応募し、その採択がされている。本年度は各応募団体による調査事

業に加え、応募団体によるコンソーシアムが設けられ、並行して意見調整が進められることとなっている。これらの調査が審議会やひいては基本法の検討作業へ反映されると考えられるので、本連合会では、建築設計制度等対応特別委員会に「基本法部会」(部会長:岡本賢建築設計制度等対応特別委員会副委員長)を設け、これまでに12回の部会を開催し、検討作業を進めている。現在のところ、建築士事務所の設計事業者としての位置づけを行い、建築士事務所法の制定や建築主の責務の明確化などを内容とする中間とりまとめ案を機軸に取りまとめる方向で検討を進めた。なお、中間とりまとめ案は12月1日の全国会長会議でも報告する予定である。

中間とりまとめ案の内容について意見があれば、事務局に早めに提出願いたい。

4) 会員・構成員異動報告

平成21年9月末日及び10月末日の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料12の通り。

平成21年9月30日現在

正会員46団体、構成員14,875事務所、賛助会員4社

平成21年10月31日現在

正会員46団体、構成員14,870事務所、賛助会員4社

< 配付資料 >

資料1: 第108回建築士事務所協会全国会長会議等の日程と運営について

資料2: 平成22年度・第35回建築士事務所全国大会(東京開催)の実施について

資料3: 平成22年度からの適合証明業務登録機関特別会計の経費負担率等の見直しの決定の件

資料4: 指導運営委員会委員の変更について

資料5-1: 平成21年度上半期事業報告書

資料5-2: 平成21年度上半期収支報告書

資料6: 平成21年度収支予算更正について

資料7: 八丁堀ビル賃貸借条件の改定について

資料8: 「ゆとりある豊かな住生活を実現する国民推進会議」の推進会員について

資料9: 建築基準法等に関する意見のヒアリング について(報告)

資料10: 「建築士定期講習」に係る(財)建築技術教育普及センター宛て要望書と回答書について

資料11: 建築基準等整備促進補助金事業「建築の質の向上に関する検討」の検討状況

資料12: 会員・構成員異動報告書

■ 第7回 教育・情報委員会概要

日 時 平成21年10月14日(水) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出 席 者

委 員 長 佐野 吉彦(日事連常任理事)

委 員 國分 恵之、中岡 数夫、尾添 信行、福島 正継

事 務 局 北野芳男、恩田利昭、吉田 茂、上原規子、市川貴之
今泉光裕

欠 席 者 宮原 克平、高橋 邦雄、遠山 紀芳

山崎 善利(日事連副会長)

< 配付資料 >

第6回 議事録

資料1-1: 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」における今後の対応等について

資料1-2: 「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」報告書について

資料1-参考: 建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査の実施について(ご協力をお願い)

資料2: 「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について

資料2-参考: 「建築士定期講習」に係る改善要望等について

資料3: 「管理講習・開設者研修」のテキストに係る対応方針について(案)

資料4-1: 日事連業務支援サービスのウェブ審査願いについて

資料4-2: 日事連業務支援サービスのウェブ審査願い

資料4-参考:「登録・契約について」「登録・契約の基本条件」

資料5:「建築CPD情報提供制度」における認定プログラムの認定について(愛媛大会)

資料6-1:平成21年度2期「管理建築士講習」申込状況

資料6-2:平成21年度3期「建築士定期講習」申込状況

資料6-3:「建築士定期講習」及び「管理建築士講習」プログラム別連絡会議(案)

資料7:平成21年度上半期事業報告(案)

資料8-参考:建設工業新聞(10月9日)

1.「建築士事務所協会会員建築士事務所の基礎的データ調査」における今後の対応等について(協議)

事務局より、資料1-1に基づき基礎的データ調査における今後の対応等について報告した。また、8月末の回答率が37.4%と低いので、現状のWEB・紙媒体での調査方法のまま調査期間をWEBは11月13日、報告書の送付は11月20日に延長することとなり、その旨を理事会・キャンペーンで報告し、各単位会の回答率は最低80%以上になるようにしていただくとともに、80%を超えている単位会は100%を目指していただくこととなった。

調査データをもとにした報告書の作成については、特に要望があったわけではないが、報告書を作成し単位会へ報告をしたほうが良いのではないかと思い議事にあげた旨報告した。

2.建築士定期講習に係る教育普及センターに対する要望書の回答について(協議)

事務局より、資料2に基づき「建築士定期講習に係る改善要望等について」の回答について報告した。以下のような留意点を記入して、要望書の回答書を各単位会へ連絡することとなった。

1.インターネットの活用:センターとしては実施することに問題はないが費用がかかりすぎるため、回答書には、改善する方向で検討してまいりたいとの回答になっております。

2.講師の依頼:センターの考えとしては、平時の講習で今のところDVDを利用できないと言っていますが、教育・情報委員会において、県庁等の行政の受託は難しくなっていますが、確認検査機関のOBやセンター支所のセンター長が対応してくれることもあるという意見もありました。

3.建築士定期講習の受講への周知:新・建築士普及協会から、今後、周知の葉書を出していく予定となっています。センターとしても、今のまま推移して最後の年に集中することを懸念しています。

3.管理講習・開設者研修の実施方法等に係るアンケート調査について(協議)

事務局より、資料3に基づき「管理講習・開設者研修の実施方法等に係るアンケート調査」について説明した。管理建築士講習については、23年度の3年間の経過措置期間終了後、新たに受講するのは、数千人程度になると思われるので、法定講習の枠外を指定講習の枠外に転用する方向で協議を行ってきたが、未受講者が、事前に管理建築士講習の枠外を入手できることになる。管理建築士講習の既受講者にとっては、まったく同じ講習を受けることとなる。などの問題点がでてきたことを踏まえ、従来の管理講習会を枠外を含めてどのようにするのかという意見を単位会に対するアンケート調査により把握することとした。

4.業務支援サービスにおけるソフト提供について(協議)

事務局より資料4に基づき業務支援サービスにおけるソフト提供についての報告をした。

登録・契約の基本条件であるシステム体制を持つことなどがないため、今回は見送りとさせていただくこととなり、文書でその旨連絡することとなった。

なお、文書については事務局で作成後、佐野委員長に確認して頂き、ソフト審査願いを提出してきた(有)木村設計室に対し佐野委員長名で送付することとなった。

5.建築CPD情報提供制度への対応等について(報告)

事務局より資料5に基づき、10月9日に行われた「全国大会(愛媛大会)」のCPDの認定については、日事連が実施する一般の講習では初めての認定プログラム講習であり、建築CPD情報提供制度認定プログラム出席者名簿には204名の記入があった旨の報告があった。

報告に続いて以下の発言があった。

○Argus-eyeなどでCPDの広報をしたら良いのではないかな。

なお、士会との違いをだすために マークをつける 名称を「建築CPD運営会議プログラム」にすることとなった。

6. 法定講習の実施状況等について(報告)

事務局より、管理建築士講習第2期の実施状況等について募集人数20,550名に対し、受講申込者数は、9,865名に(48%)にとどまり、受講率が芳しくなかったため、追加受付を実施し、全体の受講申込者数は13,841名(67.4%)となった旨の説明があった。

また、建築士定期講習の実施状況等について、21年度(10～12月)の受講申込み状況の報告が行われた。

7. 平成21年度上半期事業報告について(協議)

事務局より、資料7に基づき平成21年度上半期事業報告を行い、最終的に12月1日の全国会長会議に提出する旨報告した。

8. その他

- 次回委員会開催予定

平成21年1月21日(木)14:00～16:00 日事連会議室

■独立行政法人 住宅金融支援機構の 適合証明業務登録制度運営委員会概要

日 時 平成22年1月12日(火)11:00～12:40

会 場 日事連会議室

出席者

運営委員会委員

委員長 住宅金融支援機構 理事 合田 純一

委 員 国土交通省 住宅局建築指導課長 金井 昭典

〃 国土交通省 住宅局総務課

民間事業支援調整室長 瀬口 芳広

代理出席:同室証券化支援対策官 長谷川 貴彦

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室長 池田 和政

〃 住宅金融支援機構 審査部住宅審査室

検査指導グループ長 城野 敏江

〃 住宅金融支援機構 業務推進部

業務推進グループ長 浪波 哲史

〃 沖縄振興開発金融公庫総務部長 上関 克也

代理出席:同部企画調整課主任 狩俣 利奈

委 員 (社)日本建築士事務所協会連合会 会長 三栖 邦博

〃 (社)日本建築士会連合会 専務理事 山中 保教

代理出席:常務理事 上口 隆

オブザーバー

国土交通省 住宅局建築指導課 課長補佐 遠山 明

住宅金融支援機構 審査部住宅審査室検査指導グループ

総括調査役 藤野晶成

日事連事務局 専務理事 高津充良 常務理事 北野芳男

事務局長 恩田利昭 業務課長 鈴木雅之

総務課長 前田敏明

協議事項

1. 住宅金融支援機構適合証明業務に係わる適合証明技術者の不誠実行為による処分について

適合証明技術者が現地調査を自ら行わず適合証明書を発行したことの事実及び処分内容の案について事務局より説明がなされた。

また、これまでの調査の経緯及び処分理由の詳細について、住宅金融支援機構より説明がなされた。

これらの説明に対して、適合証明技術者本人が現地調査を行っていないと認めた物件や同技術者が適合証明書を発行した他の物件については、住宅金融支援機構で実体違反があるか否かを調査していく考えはあるのかについての質疑及びその説明があった。

審議の結果、原案どおり処分内容を承認し、処分事実の公表も行うことを決定した。

2. 運営委員会規約の改定について

運営委員会で定めている規約について、昭和59年に一度改定を行った以後、住宅金融支援機構の組織編成、融資の名称及び個人情報について規約に反映してきていないため、整合性を図るべく改定することとしたい旨の説明が事務局からなされた。

審議の結果、規約の改定については原案のとおり決定し、1月12日即日より適用することとした。

その他の事項

1. 適合証明書が交付された物件(処分した適合証明技術者関連)への対応

協議事項1で処分を決定した適合証明技術者の適合証明書を交付した物件の調査状況に関連し、フラット35sの物件は国費が含まれていること、そのことに慎重な対応が求められていることや既に融資を実行している顧客への周知等の考え方について、住宅金融支援機構より報告がなされた。

2. その他の適合証明技術者の業務状況

平成21年4～12月までのフラット35の適合証明書の交付実績及びその他の適合証明技術者への業務調査の実施状況等について、住宅金融支援機構から報告がなされた。

3. 再発防止のための体制整備等について

今回の不適正な業務が発生した事態の重大性に鑑み、登録制度を適正に運営していくための体制整備等に関し、登録規程については消費者保護の観点や不適正な業務の再発を防ぐため必要な見直しの改定を行うとともに、平成22年の新規・更新登録の申請者に対しては、講習の中で適正な業務を実施することを徹底していくことについて、事務局より説明がなされた。

4. その他

次回運営委員会の開催日程については、平成22年2月12日(金)11:00～13:00日事連会議室で開催することとした。

■ 主な行事予定

行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成22年

3月 5日 日事政研役員会

5日 通常理事会

9日 建築設計制度等対応特別委員会

10日 景観・まちづくり特別委員会

■ 1月末単位会構成員在籍・賠償責任保険制度加入状況

期 間 平成22年1月1日～1月31日

単位会	構成員数(A)	増 減	建築士事務所登録		賠償責任保険		
			登録数(B)	加入率(A/B)	加入数(C)	増 減	加入率(C/A)
北海道	637		5,307	12.0	219		34.4
青 森	145	+ 4	1,166	12.4	32		22.1
岩 手	261		1,238	21.1	56		21.5
宮 城	268	+ 2	2,516	10.7	53	+ 1	19.8
秋 田	176		1,372	12.8	42		23.9
山 形	191		1,535	12.4	48		25.1
福 島	197	+ 4	1,602	12.3	47		23.9
茨 城	501		2,687	18.6	135		26.9
栃 木	173		1,706	10.1	92		53.2
群 馬	175		2,203	7.9	91	+ 1	52.0
埼 玉	576		5,990	9.6	103		17.9
千 葉	410		4,248	9.7	95	+ 1	23.2
東 京	1,379		17,783	7.8	354	+ 1	25.7
神奈川	791	- 2	7,093	11.2	152		19.2
新 潟	280		2,827	9.9	101		36.1
長 野	531		2,690	19.7	117	+ 1	22.0
山 梨	116		1,008	11.5	13	+ 1	11.2
富 山	291		1,498	19.4	54		18.6
石 川	265	- 2	1,345	19.7	51		19.2
福 井	274		1,158	23.7	58		21.2
静 岡	564	+ 6	3,834	14.7	135		23.9
愛 知	630		5,849	10.8	138	+ 1	21.9
三 重	184	+ 1	1,596	11.5	62		33.7
滋 賀	202		1,413	14.3	38		18.8
京 都	270		2,546	10.6	79		29.3
大 阪	1,005		7,489	13.4	181		18.0
兵 庫	503		4,388	11.5	123		24.5
奈 良	120	- 2	1,135	10.6	21		17.5
和歌山	118		892	13.2	25		21.2
鳥 取	79		609	13.0	42		53.2
島 根	154		845	18.2	59	+ 2	38.3
岡 山	450		1,807	24.9	60		13.3
広 島	384		2,852	13.5	115		29.9
山 口	116		1,500	7.7	39		33.6
徳 島	104	+ 2	1,110	9.4	14		13.5
香 川	105		1,424	7.4	16		15.2
愛 媛	131		1,456	9.0	23		17.6
高 知	149		842	17.7	17		11.4
福 岡	521	- 2	4,808	10.8	134		25.7
佐 賀	171		731	23.4	29		17.0
長 崎	227		1,057	21.5	42		18.5
熊 本	227		1,733	13.1	79		34.8
大 分	208		1,213	17.1	37		17.8
宮 崎	140		1,395	10.0	66		47.1
鹿児島	320		1,521	21.0	78	+ 1	24.4
沖 縄	186		1,417	13.1	44		23.7
計	14,905	+ 11	122,434	12.2	3,609	+ 10	24.2

建築士事務所登録数は平成21年9月末日現在の数字である。